

月報 平成27年 8月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

6月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は132人で、前年同月比で一般が25.2%減、パートは37.0%減で、全体では28.6%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は819人で、前年同月比で11.1%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は339人で、前年同月比で一般求人が8.1%増、パート求人は36.8%減となり、全体として10.3%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業などが大幅増加したものの、製造業、卸売・小売業などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は814人で、前年同月比で5.0%の減少となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数、有効求人数ともに減少し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.06ポイント高い0.99倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.97倍、パートの有効求人倍率は1.06倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年6月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	132	▲ 10.2	▲ 28.6	
	うち男	65	▲ 1.5	▲ 26.1	
	うち女	67	▲ 16.3	▲ 30.9	
	年齢別	～44歳	72	▲ 19.1	▲ 34.5
		45～54歳	15	▲ 42.3	▲ 51.6
		55歳～	45	40.6	2.3
	月間有効求職者数	819	▲ 5.0	▲ 11.1	
	うち男	431	▲ 5.1	▲ 7.9	
	うち女	386	▲ 4.9	▲ 14.6	
	年齢別	～44歳	417	▲ 6.9	▲ 12.8
		45～54歳	135	▲ 12.9	▲ 18.2
		55歳～	267	3.1	▲ 4.0
求 人 関 係	新規求人数	339	18.1	▲ 10.3	
	主要産業別	建設業	77	87.8	87.8
		製造業	35	▲ 40.7	▲ 38.6
		卸売・小売業	30	▲ 9.1	▲ 37.5
		飲食店・宿泊業	58	7.4	▲ 6.5
		医療・福祉	78	160.0	▲ 15.2
	月間有効求人数	814	0.0	▲ 5.0	
就 職 関 係	紹介件数	240	▲ 10.4	▲ 22.3	
	うち男	132	6.5	▲ 20.5	
	うち女	108	▲ 23.9	▲ 24.5	
	就職件数	68	▲ 1.4	▲ 32.0	
	うち男	32	0.0	▲ 36.0	
	うち女	35	▲ 5.4	▲ 30.0	

(パートを含む)

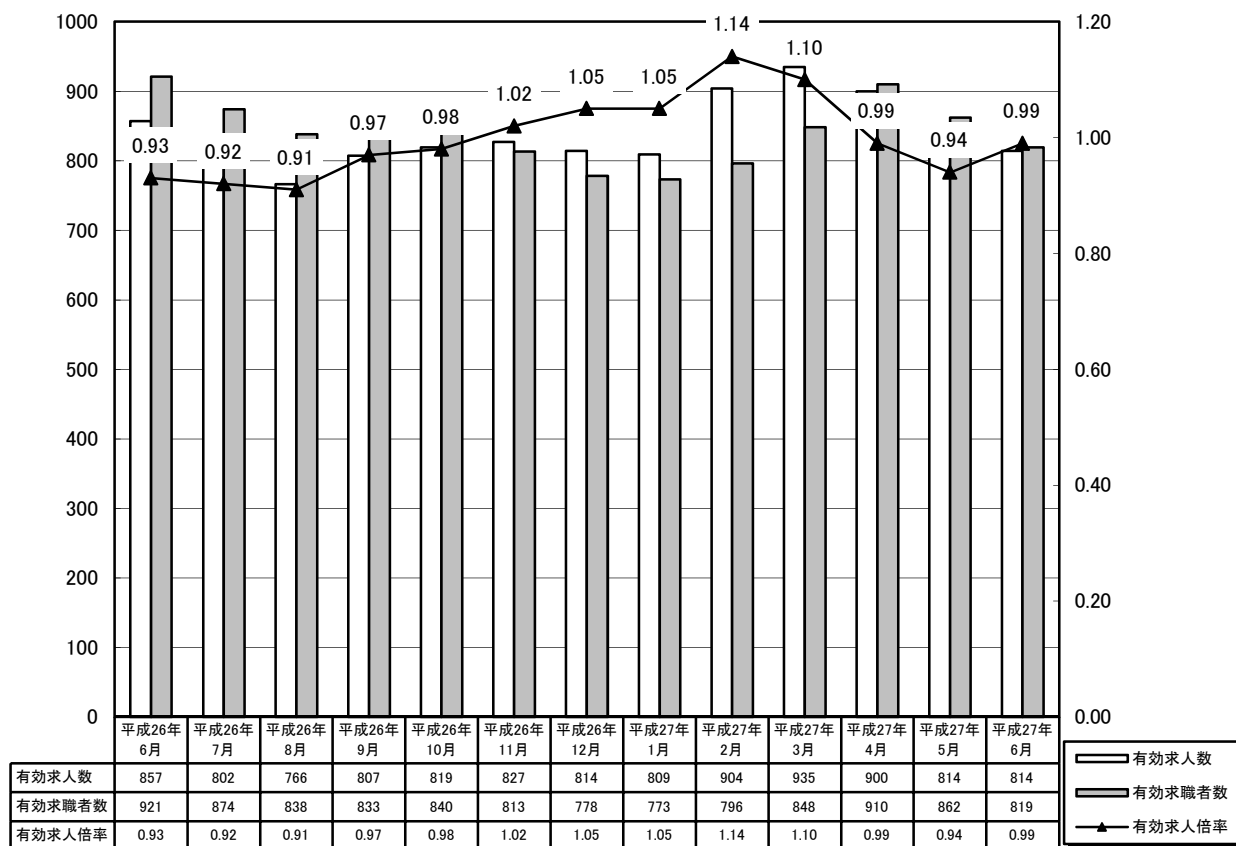
雇用保険取扱状況 平成27年6月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	791	786	779	
	資 格 取 得 者 数	160	138	112	
	資 格 喪 失 者 数	109	130	126	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,102	11,052	10,981	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	50	54	50
		受給者実人員	172	164	211
		支給金額(千円)	18,511	18,022	22,351
	高齢	受給者数	9	12	8
		支給金額(千円)	2,204	2,677	1,725
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	7	9	15
		支給金額(千円)	2,252	2,450	4,823

労働市場の動き (平成27年6月内容)

(数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む)

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



◆ 高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の受給者のみなさまへ ◆

平成26年8月1日から支給限度額等が変更になります。みなさまへの給付額が変わる場合があります。

※毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、毎年8月1日に行われる賃金日額の変更に伴い、上記給付の支給限度額も変更になります。

高齢雇用継続給付 (平成27年8月以後の支給対象期間から変更)

・支給限度額 340,761円 → 341,015円

※支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額以上であるときには高齢雇用継続給付は支給されません。

・最低限度額 1,840円 → 1,840円

※高齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

・60歳到達時の賃金月額

上限額 447,300円 → 447,600円

下限額 69,000円 → 69,000円

※60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

育児休業給付 (初日が平成27年8月1日以後である支給対象期間から変更)

・支給限度額 上限額(支給率67%) 285,420円 → 285,621円

上限額(支給率50%) 213,000円 → 213,150円

介護休業給付 (初日が平成27年8月1日以後である支給対象期間から変更)

・支給限度額 上限額 170,400円 → 170,520円

詳しくはハローワーク白石(大河原公共職業安定所 白石出張所)までお問い合わせください。

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就業を ご支援ください

母子家庭の母や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てをしながら働かなければならないため、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。また、昨今の厳しい経済情勢の下、就職は一層厳しくなっています。

国と地方公共団体では、平成25年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することにしました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就業をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご利用ください。

また、業務を外部委託される場合は、母子福祉団体等の活用をご検討ください。

1 ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用奨励金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金や奨励金

(平成25年度)

●特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を雇い入れた事業主に、賃金の一部を助成します。

- ・短時間労働者以外 中小企業…90万円 大企業…50万円
- ・短時間労働者 中小企業…60万円 大企業…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

●トライアル雇用奨励金

ハローワークの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大4万円（最長3か月間）の奨励金を支給します。

●キャリアアップ助成金の加算

正規雇用等転換コースや短時間正社員コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金を加算します。

これらの助成金、奨励金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html> 都道府県労働局一覧 <http://www.mhlw.go.jp/link/index.html>